

認定こども園施設整備費補助金の概要について

1 概要

この補助金は、幼保連携型認定こども園を整備するために必要な幼稚園及び保育所の整備に要する経費の一部を補助する。

2 交付対象、補助率等

この補助金は、幼保連携型認定こども園の認定を受ける次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、③欄に定める補助根拠により④欄に定める補助者である市区町村（特別区を含む。以下「市区町村」という。）が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設 種別	②設置者	③ 補助 根拠	④ 補助 者	⑤ 市区町 村補助 率	⑥ 国庫 補助率
(1) 幼稚園	学校法人 社会福祉法人（認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）	予算 措置	市区 町村	3 / 4	2 / 3
(2) 保育所	社会福祉法人 学校法人（認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。） 日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人 ただし、民法第34条の規定により設立された法人については、平成20年12月1日以降公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人とする。				

3 交付額の算定方法

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 3の表の①欄に定める施設種別ごとに、別表の第2欄により算出した基準額の合計を算出する。
- (3) 施設種別ごとに、(1)により選定された額と、(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に3の表の⑤欄に定める市区町村補助率を乗じて得た額と、市区町村が補助した額とを比較していずれか少ないほうの額に、3の表の⑥欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

4 補助金手続きの流れ

(1) 申請手続

この補助金に係る協議及び申請等の手続きは、各市町村から直接、文部科学省及び厚生労働省（窓口は厚生労働省保育課）と行うものとする。

5 協議スケジュール

- 1 2月中旬 協議 開始
- 1月下旬 内示
- 2月上旬 交付申請締切
- 2月下旬 交付決定